

Title	Gervase Rosser, Medieval Westminster 1200-1540
Sub Title	
Author	吉武, 憲司(Yoshitake, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.197- 200
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Gervase Rosser, *Medieval Westminster 1200–1540* (Oxford : Clarendon Press, 1989). xvii + 425 pp.

吉 武 憲 司

イングランド中世都市史研究は、長い間国制史的な側面の解明に力を集中してきた。多くの研究書で、バラー（borough）と呼ばれ王権から何らかの都市自治権が与えられた定住地が主要な研究対象とされ、その自治都市としての性格、その法的・行政的独立性が強調されてきた。このような観点は、少なからず、都市と農村を対立的なものとして描くアンリ・ピレンヌの影響にもよるものであつた。ピレンヌによれば、中世都市とは遠隔地商人・手工業者の産物であり、彼らのギルド・自治都市政府こそその本質であり、それを封建的農村から区別するメルクマールであった。しかし、近年の研究は、このような考えを批判し、都市と農村をより有機的に関連したもの

として捉え、やむべくピレンヌ的視点では捉えることのできなかつた多分に農村的領主制的性格をとどめた中小都市へも目を向けるようになつてゐる。イギリスにおいても最近では「」のような観点に立つ研究が見られるようになつたが、その中でも本書評で取り上げるロッサーのウェストミンスター研究は最良のものである。

現在のロンドン市内には、ホワイトホールと呼ばれるウェストミンスター修道院に隣接した地区がある。そこは、国会議事堂、首相官邸をはじめとして主要な官庁が立ち並び、今日のイギリスの政治行政の中心としての地位を占めている。現在では、このウェストミンスター修道院周辺地区は、近代以降のロンドン市の発展のためにその一部となつてゐるが、中世においてはそれは全く別の都市共同体であった。この共同体の発展の基礎は、遠く一一世紀中葉のエドワード証聖王によるウェストミンスター修道院（セント・ピーターリー修道院）の再建にまで遡ることができる。当時の政治行政の中心はウインチエスター修道院であり、ウェストミンスター修道院地区は單なる沼沢地にすぎなかつたが、やがて一二世紀後半になると国王行政政府が次第にそこに定着するようになり、それに伴い定住地も形成されてきた。ウェストミンスター

は一一一・一四世紀の間に王国の首都としての性格を徐々に確立し、今日に至っているのである。

ロッサーが扱ったのは、このようにウエストミンスターが首都として確立されてゆく過程でそこに形成された都市共同体の歴史である。ロッサーは、まず第一章・二章においてウエストミンスターが沼沢地から首都へと発展する過程を一三〇〇年まで跡づけ、さらにその首都としての歴史を一五四〇年まで概観する。第三章では、ウエストミンスターにおける定住地の拡大を土地家屋の賃貸関係から明らかにする。第四章・五章で週市・歳市と住民の実態を明らかにし、最後に第八章・九章・十章で俗人の宗教活動、宗教社会ギルド（フラタニティ）、慈善活動について論じる。

中世のウエストミンスターに関しては、膨大な量の史料が今日まで伝えられており、その修道院の文書庫（Westminster Muniments）に組織的に整理され保管されている。しかし、それにもかかわらず、本格的なウエストミンスターの都市史は、ロッサーに至るまで書かれることがなかった。その理由は、ピレンヌに影響された以前の歴史家の定義ではウエストミンスターは「都市」とはみなされなかつたからである。一三世紀以降ウエスト

ミンスターが王国の首都として確立されるにつれ、ほんのホワイトホールに相当するセント・マーガレット小教区に都市的定住地が形成された。しかし、それは一六世紀の修道院解散に至るまでウエストミンスターのセント・ピーターハウス修道院のマナーであり、法的にはそのマナー裁判所によつて支配されていたのである。ウエストミンスターには、同職ギルドもなく、コミニーン運動もなく、住民独自の自治都市政府もなく、また、その定住地を周辺農村部から分かつ市壁も存在しなかつたのである。このような定住地が前世代の都市史研究者の興味を引かなかつたのは当然であつた。

ウエストミンスターの人口は一六世紀中葉においても三〇〇〇人程度であり、中世においてはそれよりもさらに少ないものであつた。この数字はフランドルやイタリアの都市と比べると確かに小さなものである。しかし、中世イングランドでは、三一四万人を擁するロンドンを唯一の例外として、都市の人口が一万人を越えることは非常に稀で、大部分の都市は五〇〇〇人以下であつた。この基準から考へるならば、中世ウエストミンスターの人口は十分都市の域まで達していたと考えられるのである。しかも、ウエストミンスターの住民のほとんどは非

農業的職業に従事していたのである。ウェストミンスターが遠隔地商業や手工業の中心地となつたことはなかった。しかし、それは、首都としての機能を獲得するにつれ、そこに滞在する国王宮廷や行政家のための、また議会や国王裁判所へとやって来る人々のためのサーキュス業を発展させたのである。ウェストミンスターには、宿屋や居酒屋が立ち並び、それと関連した食料品などの小売り業者が現れるようになり、またさるには売春婦さえも営業を始めるようになつたのである。ウェストミンスターは、その市壁の有無にかかわらず、少なくとも経済的・社会的には周辺農村部から明確に区別されるようになつていたのである。このような定住地は「都市」として以外には理解不可能であろう。

確かに、ウェストミンスターは、同職ギルドも独自の自治都市政府も持つことはなく、法的には一六世紀まで修道院長の支配下にあつた。しかし、その住民は共同体意識を形成し、集団的意志決定・共同体的政策決定を行えるようになつていた。初期の時代には修道院長の下役が直接マナー裁判所を通してウェストミンスターの定住地を統治していたが、定住地の人口が増加するに伴い、修道院長のマナー裁判所はそこで生じる都市的諸問題を

処理しきれなくなつた。そのため、修道院側は、平和裡に、住民の代表がマナー裁判所を主宰しそこである程度の自主的決定をすることを許すようになった。公共的な決定を行う二一人の代表（chief pledges）を住民の間から選ぶことが認められ、その下役としてやがて警察吏（constables）や街路清掃吏（scavengers）などが置かれることになった。住民たちは、いのうなマナー裁判所の代表を通して、他の都市と同じように排水・灌漑等の公共工事や建築規制や肉屋の統制などを行えるようになったのである。

マナー裁判所と並んで中世ウェストミンスターをひとつのが共同体として社会的に統合してゆく役割を果たしたのは、セント・マーガレット小教区の教区ギルド及びそれと類似の他のいくつかの宗教社会ギルドであった。これらは一般にフラタニティと呼ばれる本質的に私的な任意団体であるが、住民たちはこのような活動に自発的に加わることによってお互いに共同体的意識を発展させていったのである。しかも、同職ギルドや独自の自治都市政府の存在しないウェストミンスターでは、他の都市ではそのようなものが果たしたであろう機能・役割をフラタニティが果たしていたのである。たとえば、ウェスト

ミンスターでは、本来都市当局がすべき社会政策などを中心としてフラタニティが行っていた。また、一部の人々は、フラタニティの中で重要な役割を担う」とによつて自己を都市共同体の中へ社会的に差別化し上層都市市民となぬ」とができたのである。

以上、ロッサーによる中世ウェストミンスター研究の重要な問題点を、彼の Alexander Prize 受賞論文 ‘The Essence of Medieval Urban Communities : The Will of Westminster’, *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th series, vol. 34 (1984), pp. 91–112 を参考にしつつ紹介してやる。中世イノグハムを学ぶ者にとって、首都であり政治行政の中心であるウェストミンスターの重要性は自明の前提である。しかし、その歴史に関しては、これまでタウト (T. F. Tout) による簡単な概観があるのみであった。それ故、中世ウェストミンスターの具体像を与えてくれるロッサーの研究は都市史以外を専門とする者にとっても大変有益なものとなる。しかし、この研究の真の重要性・貢献は、やはり言うまでもなく、

都市史の分野においてである。確かに、都市自治権・行政的法的独立性などバラードとしての側面を重視する従来の視点による研究はそれなりに重要な成果をあげてきた。

しかしながら、そのような視点が、同時に、都市社会の持つ多くの重要な側面を、また極端な場合にはいくつかの都市共同体の存在そのものを見過す」してきたといふことも否定できないのである。その意味で、ロッサーのウェストミンスター研究は重要な問題提起をしているのである。従来の定義ではウェストミンスターは「都市」とは見なされない。しかし、その外的要素の欠如にもかかわらず、ウェストミンスターは本質的に「都市」としての属性を持ち合わせていた。ウェストミンスターでは、独自の自治都市政府が存在しなくとも、住民たちはマナー裁判所を平和裡に変質せしむ」とより自分たちの都市的諸問題を自主的に処理解決していたのである。また、そこでは、都市共同体としてのアイデンティティが、自治都市政府でもなく同職ギルドでもなく本質的に私的なフラタニティでの活動によつて、住民の間に形成されていたのである。」のようないエストミンスターの事例は、中世都市社会の本質とはいつたい何だったのかという問を我々に投げかけるのである。